

様式第十二

裁 決 申 請 書

裁 決 申 請 者

住

所

相 手 方

住

所

土地収用法第...条の規定による損失の補償について同法第九十四条第一項の規定による協議が成立しないから、左記により、裁決を申請致します。

記

一 事業の種類

二 損失の事実

三 損失の補償の見積及びその内訳

四 協議の経過

年 月 日

裁 決 申 請 者

住

所

印

取 用 委 員 会 御 中

備 考

一 裁 決 申 請 者 が 二 人 以 上 の 場 合 は 、 連 名 で 申 請 す る こ と が で き る こ と 。

二 「 損 失 の 事 実 」 に つ い て は 、 発 生 の 場 所 、 時 期 を あ わ せ て 記 載 す る こ と 。

三 「 損 失 の 補 償 の 見 積 及 び そ の 内 訳 」 に つ い て は 、 積 算 の 基 礎 を 明 ら か に す る も の と し 、

法 第 九 十 三 条 の 規 定 に よ っ て 工 事 を 行 う こ と を 要 求 す る 場 合 は 、 そ の 費 用 の 見 積 を あ わ

せ て 記 載 す る こ と 。

四 「 協 議 の 経 過 」 に つ い て は 、 経 過 の 説 明 の 外 に 、 協 議 が 成 立 し な い 事 情 を 明 ら か に す

る こ と 。